

16. 貴獣医師会の所管地域内に猫等、犬以外の愛玩動物はどれくらいいると推測していますか？

別添

17. 韓国ではこれまでになかったタヌキによる「森林型」の狂犬病が発生していますが、貴獣医師会の管轄地域では伝播動物としてどんな野生動物が生息していますか？以下にお答えください。

殆どが不明と言って良い。

高知県・新潟県・長野県・和歌山県・大分県・北海道にアライグマがいる。

岩手県にはアライグマはいない。

18. 貴獣医師会の会員は狂犬病の罹患を防ぐためにどれくらいの会員がワクチン接種を受けていますか？

- ① 2名
- ② 少数
- ③ 不明
- ④ 0名

19. その他

- ① 犬も含めた狂犬病伝播動物の頭数把握が必要である。
- ② 野良犬・野良猫対策が必要である。
- ③ 公表してほしい。
- ④ 行政にも聞いてほしい。
- ⑤ マニュアルに必要なものとして
 1. 正確な情報を迅速に提供
 2. パニックの回避
 3. 初動防疫（疑似患畜の隔離、診断、消毒）

考察

今回の調査で、海に面した多くの獣医師会は狂犬病の侵入箇所は港湾を挙げ、海に面していない獣医師会は侵入箇所は少ないとしている。今後の狂犬病発生は港湾部からという認識はある程度共通していると思われた。

また、獣医師会は狂犬病発生時の対応として、自らはシステムを持たないが、行政への協力についてはある程度周知できていると考えられる。また、通常措置下での狂犬病予防接種については多くの獣医師会がある程度の免疫付与ができていているとしている。一方で、鑑札や済み票の装着はほとんど徹底されておらず、狂犬病発生時の対応に障害が出ると推察した。

狂犬病発生時において、緊急接種は会場を設けるか、訪問するかは各獣医師会の事情を勘案し、あ

る程度の寛容を持って対応することが必要であろう。ただ、解決するためには発生時に犬の集合を禁じる第17条の改正あるいは特例措置も視野におかなくてはならないと思われる。特に都市部においては集合住宅が多数あり、訪問による接種には困難が予想される。

緊急ワクチンの必要量については、獣医師会の推定は根拠となる考えや計算方法がまちまちなためにデータの価値としては低かった。今後検討を加え、算出基準を明確にする必要がある。

また、狂犬病の疑似患畜の隔離観察については8割強の獣医師会が行政の施設で行うべきであると回答していることから、臨床の現場での対応は知識や設備の上で十分ではないことがうかがわれた。

イヌ以外の狂犬病伝播動物については、ほとんど飼育数、生息数ともに明らかになっていない。ネコについて狂犬病予防接種の必要性を訴える一部の人に社会は注目している事を鑑み、狂犬病伝播動物として重要視しなければならない動物を社会に正しく認識させることが必要である。特に、帰化動物であるアライグマの生息状況の把握は森林型狂犬病の発生対応に重要と考える。

最後に、狂犬病暴露に対するハイリスクグループとして獣医師や、動物看護師などがあげられるが、殆ど認識されていない。狂犬病ウイルスに接触する可能性のある獣医師や、動物看護師は狂犬病暴露前免疫を獲得しておくべきである。

1. 狂犬病発生時における事前準備について

狂犬病が発生する事を前提にしたシステムの構築は約7割の獣医師会では行なわれておらず、行政対応任せの姿勢がうかがわれた。一方約2割の獣医師会ではすでに構築しているか、準備をすすめていることは注目される。

2. 狂犬病予防法第20条の周知について

狂犬病発生時における狂犬病予防員に対する協力については約4割の獣医師会が会員に周知していることがわかった。

3. 狂犬病疑似患畜の隔離について

疑似患畜の隔離場所は8割強の獣医師会が行政の施設で行うべきと答えている。

4. 緊急接種のためのワクチンなどの量推定について

約4割の獣医師会は量を推定しているが、その根拠となる考えや計算に統一性がない。少なくとも、その年に接種していない犬にワクチンを打てばよいと考えている獣医師会は見当たらなかった。全ての犬に打ち直しをするべきとの考えもみられた。

5. ワクチンの入手について

ワクチンの入手について9割の獣医師会は事前の協議をしていないことがわかった。行政任せにしていることが推測されるが、ワクチンの届け先については行政と獣医師会に二分されている。おそらく定期集合注射の発展としての認識と思われるので、円滑な実施のためできるだけ現場を尊重した考えがよいと思われる。

6. ワクチンの接種率と発生・蔓延の可能性について

ワクチンの接種率については、8割の獣医師会が50～90%と答えているのは注目される。検疫の実施や野犬のコントロール下ではワクチン接種率は50%でよいという考え方から見れば、現在の予防措置は十分に近いといえるのかもしれない。

ところが、発生・蔓延の可能性については7割近くの獣医師会がその可能性を指摘している。その理由として犬をはじめとする狂犬病伝播動物の実数把握ができていないということと、対応組織がないためとしている。

7. 狂犬病ワクチンの緊急接種について

緊急接種の実施方法は、会場を設けて実施と訪問実施がそれぞれ4割近くを占めている。会場を設けて実施する場合、法の見直しも必要となる。

8. 口輪について

殆どの獣医師会で、口輪の対応は考えていないことがわかった。また、口輪を装着する場合、費用を行政が負担するべきであると答えた獣医師会が半数、飼い主負担とする獣医師会が半数を占めた。

9. 鑑札・済み票装着について

鑑札・済み票の装着率は30%未満と答えた獣医師会が約5割を占めている。これは現行の方策に無理がある事を示しており、何らかの改善が望まれる。広報による徹底も必要であるが、平常時におけるマイクロチップ埋め込み普及の声も少なくない。

10. 犬の室内飼育割合について

多くの獣医師会が室内飼育割合は3割以下であると推定している。都市部では室内飼育が多く、郡部では少ないことが予想されたが回答数が少なく、実態を探ることはできなかった。

11. 犬以外の動物について

犬以外の狂犬病伝播動物についてはネコをはじめ、殆どの動物についてデータがないことがうかがえた。これについては関係機関と連携し、早期に明らかにする必要があると思われる。

12. 獣医師の狂犬病暴露前免疫について

今回の調査で狂犬病の暴露前免疫を受けた臨床獣医師はほとんどいないことがわかった。毎年狂犬病予防接種を実施している側への啓発ができていないことがうかがえた。

5. 狂犬病予防法の逐条解説

「狂犬病予防読本 原田雪松著(昭和26年5月3日発行)」(抜粋)

東京都動物保護相談センター 四宮 勝之
兵庫県県民生活部生活衛生課 沼田 一三

狂犬病予防法は昭和25年8月26日に施行されて以来17回に及ぶ改正を経てきたが、その第3章「狂犬病発生時の措置」については基本的に法律施行当時の対応を踏襲するものであり、今次手引き書を作成するに際し、狂犬病が発生していた法律施行当時の考え方を参考にすることは有益であると考えた。

しかし、狂犬病予防法の逐条解説は現在発行されておらず、今では入手不可能な「狂犬病予防読本」が残された唯一の参考資料であり、この手引き書作製の機会に改めて紹介することも意義のあることと思われる。

逐条解説には、この法律を作成する意図は如何にあったかという説明とともに、法律にある狂犬病発生時の具体的な法的措置の裏付けとなる根拠も明確に示されている。「狂犬病ほど国民に恐怖心を与えている疾病は少ない」とされていた当時と今日では時代や社会背景の違いはあるものの、むしろこの40余年狂犬病の発生を経験していない我々に対し、蔓延防止対策には何が必要かという根本的な視点を与えてくれるものである。

特に今回手引き書を作る際に参考とした点は、集合施設の禁止、移動禁止・制限、一斉検診及び一斉ワクチン接種等の法的措置についてである。

第三章 狂犬病発生時の措置 (前 略)

(届出義務)

第八条 狂犬病にかかった犬若しくはかかった疑いのある犬又はこれらの犬に噛まれた犬については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生省令の定めるところにより、直ちに、その犬の所在地を管轄する市町村長にその旨を届け出なければならない。但し、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬の所有者がこれを行わなければならない。

2. 市町村長は、前項の届出があったときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3. 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生大臣に報告し、かつ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。

(解) 本条は、狂犬病発見の際の届出義務を規定したものである。すべて伝染病を完全に防圧するためには、平素からその疾病が発生し難いような態勢を整えて置くと共に、それでもなお発生した場合にこれを早期に発見しこれに対して速やかに伝播防止の措置を講ずることが必要である。狂犬病についても、前章の通常措置によって一応狂犬病が発生し難いような措置をとったのであるが、それでもなお発生の絶無を期し難いので、本条によって狂犬病に罹った犬を発見した場合の獣医師その他の者の届出義務を規定し、更に次条以下において隔離その他の発生時の措置を規定して前章と相まって狂犬病予防の完璧を期している。以下本条について分析して説明する。

一、届け出の対象

届け出を要する犬は、(1) 狂犬病にかかった犬、(2) 狂犬病にかかった疑いのある犬、(3) 狂犬病にかかっているか又はかかった疑いのある犬に噛まれた犬、の三種である。

二、届け出義務者

届け出をなすべき者は、原則としてこれらの犬を診断し又はその死体を検案した獣医師である。これは狂犬病であると否とを判定することが獣医師の職務である関係上当然の事であり、伝染病予防法、結核予防法その他で原則的に医師に疾病の届出義務を課しているのと揆を一にしている。しかしもっぱら犬については人間の場合と異って疾病にかかっても必ずしも獣医師の診断を受けるとは限らず、まして死体の検案を受けるごときは実際上稀であると思われるので、獣医師の診断または検案を受けなかった場合においてはその犬の所有者又は管理者が届け出なければならないこととしている。

この規定によれば狂犬病の疑いのある野犬がある場合に届出が洩れることになるが、すでに第六条の規定によって野犬は予防員の抑留の対象となっており、従って野犬に狂犬病が発生した場合には直接予防員が知り得るわけであるから、実際上支障はないと考えられる。

三、届出事項

本条の規定によって届け出るべき事項は、(1) その犬の種類、(2) 犬の生年月日、(3) 犬の毛色、(4) 犬の性別、(5) 犬の名、(6) 犬の体格、(7) 犬の所有者の住所、(8) 犬の所有者の氏名又は名称、(9) 犬の所在地、である（施行規則十六条）。

四、違反に対する罰則

届出を怠った場合の罰則は五万円以下の罰金である（二十一条二号）。

五、市町村長の報告義務

市町村長は、獣医師等から届出を受けたときは、直ちにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。都道府県知事は、この報告に基いて、公示、繋留命令（十条）、検診、予防注射（十三条）、移動の制限（十五条）、等狂犬病のまん延防止のために必要な措置をとるわけである。この報告は本条では都道府県知事に対してなすことになっているが、この報告受理の権限を保健所長に委任するように次官通知で要請されている。報告の内容については別に規定はないが、当然届出の内容と殆んど同様になるものと思われる。

六、都道府県知事の報告義務

都道府県知事は、市町村長から狂犬病発生の報告を受けたときは、厚生大臣に報告すると共に、隣接都道府県の知事に通報しなければならない。厚生大臣はこの報告によって全国的な狂犬病の発生状況を把握してその防疫計画を樹立し、又隣接都道府県知事はその発生の場所、数等を勧告して必要があると認めればその都道府県内においても本章に規定された措置をとるわけである。

（隔離義務）

第九条 前条第一項の犬を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬を隔離しなければならない。但し、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは殺すことをさまたげない。
予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

（解） 本条は、狂犬病の犬の隔離義務を規定したものである。すなわち、狂犬病にかかった犬、かかった疑いのある犬、又はこれらの犬に噛まれた犬を診断した獣医師又はその犬の所有者は、前条に規定された通り市町村長に届け出ると共に、直ちにその犬が他にウイルスを伝播させ又は危害を与えないように隔離しなければならない。但し、この場合の隔離義務者は、必ずしも前条の場合と同一でなく、自分の診療所において診察した場合には、病犬をさらに他に移動させる危険を防ぐために獣医師が隔離すべきであるが、所有者又は管理者の詐に往診して診察した場合には、所有者又は管理者に隔離義務があると解すべきであろう。隔離しなければならないということは、一面他に移動することを防ぐために隔離すべき義務を課していると同時に、他面ではみだりにその犬を殺すことを禁じる意味を含んでいる。すなわち、狂犬病の疑いのある犬については、その病性を判定するために一定期間その経過を観察することが今後の予防措置の上に必要だからである。しかしもっぱら狂犬病にかかった犬は非常に凶暴であつて、隔離しようと

しても抵抗して人に噛みつこうとすることが往々にして生ずるものであり、しかも一度噛まれると生命に危険があるので、そのような緊急性のある場合には殺しても差支えない。このことはあえて本条に但書を設けなくても、刑法第三十七条の「自己又ハ他人ノ生命、身体、自由若シクハ財産ニ対スル現在ノ危難ヲ避クル為メ己ムトヲ得サルニ出テクル行為ハ其行為ヨリ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限り之ヲ罰セス」という規定によつて緊急避難として当然許されることであるが、特に注意的に規定したものである。隔離の方法等については、予防員が必要な指示を行うことができる。本条第一項の隔離義務違反に対する罰則は五万円以下の罰金（二十六条三号第二項）、その指示に従わなかった場合の罰則は三万円以下の罰金である（二十七条三号）。

（公示及びけい留命令等）

第十条 都道府県知事は、狂犬病（狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第五章まで同じ。）が発生したと認めたときは、直ちに、その旨を公示し、その発生地を中心とした半径五キロメートル以内における区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならない。

（解）本条は狂犬病発生時都道府県知事のとるべき第一次の措置を規定したものである。すなわち、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長が、第八条の規定による市町村長の報告又はその他の方法によってその都道府県市内に狂犬病にかかった犬又は狂犬病にかかった疑いのある犬が出たと認めたときは、直ちにその旨を一般都道府県市民に公示すると共に、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけること、又はすべての犬をつないで置くことを命じなければならない。この区域は、狂犬病の発生地（すなわち、狂犬病にかかり又はかかった疑いのある犬の所在地）を中心として五料以内に限られる。本条は「……なければならない」という表現をとっているから、公示及び口輪又は繫留命令を発することは、都道府県知事又は市長の権限であると共に義務であつて、狂犬病が発生すれば必ずこの命令を発しなければならない。しかしもっぱら区域及び期間はその発生の状況によって自由に定めてよく、又口輪をかける命令と繫留する命令とはどちらか一方を発すればよい。もちろん必要に応じて両方の命令を出しても差支えない。なお、都道府県知事又は市長は、本条によって繫留命令を発した場合において必要があれば繫留されていない犬を予防員に抑留させることができる（十八条一項）。口輪をかける命令又は繫留命令に違反した者に対する罰則は三万円以下の罰金である（二十七条四号）。

（殺害禁止）

第十一条 第九条第一項の規定により隔離された犬は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

（解）本条は、隔離した犬の殺害禁止を規定したものである。第九条において説明したごとく、隔離の目的が他に伝播することを防止すると共に病気の経過を観察するという点にある以上、必要

な観察を終らない間に殺してはならぬことは当然である。従って本条の規定は一見第九条第一項本文と重複するようであるが、第九条第一項本文は隔離せずして直ちに殺すことを禁じているのであって、隔離した後において殺すことが許されるかどうかは明かでないので、本条においてこれを明かにしたものである。なお本条には第九条第一項但書のごとき規定はないが、隔離中において人命に危険を生じたような場合には、前述の刑法第三十七条の規定によって殺すことを許されるのは当然である。本条の違反に対する罰則は三万円以下の罰金である（二十七条五号）。

（死体の引渡）

第十二条 第八条第一項に規定する犬が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。但し、予防員が許可した場合又はその引取を必要としない場合は、この限りでない。

（解） 本条は、狂犬病の犬が死んだ場合の死体の引渡義務を規定したものである。すなわち、狂犬病にかかった犬、かかった疑いのある犬又はこれらの犬に噛まれた犬が死んだ場合には、その所有者又は管理者は、原則としてその死体を予防員に引き渡さなければならない。予防員はその死体を病性鑑定のため検査し、又必要があれば第十四条の規定によって都道府県知事の許可を受けてその死体を解剖するわけである。但し、特に愛玩していた犬であるために埋葬等のため予防員に請い、予防員が差支なしと認めて引き渡さないことを許可した場合、又は既に隔離中に必要な観察を終えた場合、狂犬病にかかった犬又はかかった疑いのある犬に噛まれた犬であっても生前診察して狂犬病にかかっていないことが明らかになっていた場合等予防員が引取を必要としない場合には引き渡すことを要しない。本条の違反に対する罰則は三万円以下の罰金である（二十七条六号）。

（検診及び予防注射）

第十三条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて予防員をして犬の一せい検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

（解） 本条は、狂犬病発生時の一斉検診及び臨時予防注射について規定したものである。すなわち、狂犬病にかかった犬又はその疑いのある犬が相当多数発見された場合、あるいは発見されたのは少数であってもそれに噛まれた犬が相当あるような場合には、更に徹底的に狂犬病にかかっている犬を発見し、予防措置を講ずることが狂犬病のまん延防止及び狂犬病撲滅のために必要であるから、かかる場合には都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は期間及び区域を定めて予防員をして犬の一斉検診をさせることができる。又狂犬病にかかった犬が跳梁して捕獲することができず、他の犬に感染させるおそれのあるような場合には、これを防止するために、噛まれる危険のある犬の免疫性を高めておく必要があり、そのためには春秋の定期予防

注射だけでは不十分であるので、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、かかる場合必要と認めたならば期間及び区域を定めて臨時の予防注射を行わせることができる。この場合の予防注射は、一定期間内に必ず完了することを要し、かつその実施を確認しなければならないものであるから、原則として予防員が行うこととなるものと思われるが、その完全を期する為開業獣医師の協力を得て実施すべきことが事務次官通知で要請されている。臨時の予防注射については注射済票を交付されない。本条の規定による検診又は予防注射を受けさせなかった者に対する罰則は、三万円以下の罰金である（二十七条七号）。

（病性鑑定のための措置）

第十四条 予防員は、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかった犬を殺すことができる。

2. 前項の場合においては、第六条第七項の規定を準用する。

（解） 本条は病性鑑定のための犬の死体の解剖及び犬の殺処分について規定したものである。すなわち、予防員は、病性鑑定のために必要があるときは、犬の死体を解剖し、又は、狂犬病にかかった犬又はかかった疑いのある犬を解剖のために殺すことができる。かかる処分は個人の所有権を侵害する行為であるから、それを行うに当ってはあらかじめ都道府県知事又は保健所を設置する市の市長の許可を受けることが要求されており、又処分後においてその所有者に対して、それによって通常生すべき損害を補償しなければならない。そのために、第六条の場合と同様に、処分に先立ってあらかじめその犬の価格について適当な評価人三人以上に評価させておかななければならない。但し前段の犬の死体を解剖する場合には、病性鑑定のためにする解剖である以上その対象となる犬の死体は当然狂犬病にかかった犬、かかった疑いのある犬またはこれらの犬に噛まれた犬に限定されるべきであり、従ってその死体は第十二条の規定によって予防員に引き渡される筈であるから、損害補償の問題は生じない。又、犬を殺した場合においても、その犬が解剖の結果狂犬病であったことが確定した場合には、その犬の評価額は殆んど零に等しい。結局損害補償の必要が生ずるのは、狂犬病の疑いある犬を解剖した結果その犬が狂犬病でなかったことが判明した場合に限定されることになると思われる。

（移動の制限）

第十五条 都道府県知事は、狂犬病のまん延防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の当該都道府県内の区域内における移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

（解） 本条は、狂犬病のまん延防止のための移動制限を規定したものである。すなわち、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限をすることができる。本条は第十条の繫留命令、第十三条の一斉検診等と異って狂犬病の発生を要件としていないので、たとえその都道府県

内に狂犬病が発生しなくても、隣接都道府県又は市町村内に発生した場合、その他狂犬病のまん延するおそれの著しいような場合には本条の命令を発することができる。以下分析して説明する。

一、都道府県市内の移動の禁止制限

都道府県市内に一定の区域を定め、その区域内において犬又はその死体を移動することを禁止又は制限するものである。この場合には、その犬又はその死体によってウイルスが伝播されることを防ぐための措置であり、従って必然的に当該地域内に狂犬病又はその疑似症が発生した場合と限定されるものと考えられる。この区域の範囲については別に制限規定はないから、必要ある場合には当該都道府県全体に涉っても差支えない。移動の制限とは、例えば狂犬病にかかっていない旨の獣医師の証明書のある犬のみ移動を許するというごときのものである。

二、都道府県市内への移入の禁止制限

当該都道府県市内に他の都道府県又は市町村から犬又はその死体を移入することを禁止又は制限するものである。この措置は当該都道府県市内には狂犬病の発生がなく、他の都道府県又は市町村内に発生している場合に、その侵入を防止するためにとられるものであるから、当該都道府県市内に区域を定めることは無意味であり、従ってこの場合には期間のみを定めることとなると思われる。又この場合における禁止と制限との区別は、一で説明したごとき区別の外に、特に狂犬病の発生している都道府県又は市町村を指定して、そこからの移入のみを禁じる場合も、移入の制限と考えてよいであろう。

三、都道府県市外への移出の禁止制限

当該都道府県市内の一定の区域から他の都道府県又は市町村へ犬又はその死体を移出することを禁止又は制限するものである。当該都道府県内に狂犬病が発生した場合に限られることはいうまでもない。禁止と制限の区別は、一の場合と同様である。

四、違反に対する罰則

本条による禁止又は制限に違反したものに対する罰則は、三万円以下の罰金である(二十七条八号)

(交通のしゃ断又は制限)

第十六条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは厚生省令の定めるところにより、期間を定めて、狂犬病にかかった犬の所在の場所及びその付近の交通をしゃ断し、又は制限することができる。但し、その期間は、七十二時間をこえることができない。

(解) 本条は狂犬病発生時の交通しゃ断及び交通制限に関する規定である。すなわち、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、狂犬病が発生し、しかも交通をしゃ断又は制限しなければ人命に危険を及ぼすような緊急の場合には、七十二時間以内に限り、交通のしゃ断又は制限を

することができるのである。本条では、第三条及び第十五条において「狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるとき」とあるのと異なり、「緊急の必要があると認めるとき」という表現をとっているが、これは交通のしゃ断又は制限は国民の自由権の重大なる制限となるので、特に止むを得ざる場合に限る趣旨であり、従って狂犬病にかかった犬又はかかった疑いのある犬があらわれ、しかもその犬が未だ捕獲されず、その付近に立ち入る人の生命身体に危害を加えるおそれがある場合はのみ本条を発動することが許されると解すべきである。しゃ断又は制限の期間に七十二時間をこえてはならないという制限があるのも同様の趣旨によるものであって、従って都道府県知事又は市長はその期間内にその犬を捕獲又は殺害して危険を除去しなければならない道義的責任を負うわけである。交通のしゃ断と制限との区別はしゃ断は全般的な禁止であり、制限は例えば自動車のみは交通を許するというごとく部分的な禁止を意味する。本条の権限は、時期を失せず急速に発動する必要がある関係上、保健所長に委任するよう事務次官通知で要請されている。なお本条では「厚生省令の定めるところにより」とあるが、現在ではこの規定に基く厚生省令はない。本条による交通のしゃ断又は制限に従わなかった者に対する罰則は三万円以下の罰金である（二十七条九号）。

（集合施設の禁止）

第十七条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。

（解） 本条は、犬が多数集合することによって狂犬病が伝播されることを防ぐための集合施設の禁止について規定したものである。すなわち、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、必要があるときは、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。本条は第十五条と同じく狂犬病の発生を要件としていないが、実質上は狂犬病が発生し、しかも相当にまん延するおそれのあるときでなければ発動されることはないであろう。なお本条の目的は方々から一箇所に一時的に犬が集まるために、その相互間に病毒が伝播されることを防ぐにあるのであり、従って犬の展覧会、共進会、品評会、協議会等一時的な集合施設のみを対象とし、犬商、犬訓練所等永続的なものは含まれないと解すべきであろう。本条の命令に違反した者に対する罰則は三万円以下の罰金である（二十七条十号）。

（けい留されていない犬の抑留）

第十八条 都道府県知事は、まん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているに関わらずけい留されていない犬を抑留させることができる。

2. 前項の場合には、第六条第二項から第七項までの規定を準用する。

（解） 本条は、第十条の規定による繫留命令が発せられた場合のけい留されていない犬の抑留について規定したものである。すなわち、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、第十条の

規定により一定期間一定区域内の犬についてけい留を命じた後、けい留されていない犬を、予防員に抑留させることができる。しかし、けい留命令は一定の区域内における犬が狂犬病の媒介物となることを防止するのを目的とする措置であるから、この命令に従わず放置している犬がある場合には、その所有者又は管理者が本法の罰則の適用を受けるのはもちろんであるが、より直接的な方法としてはその犬自体を抑留することが最も効果的である。この場合には、けい留命令に従っていない犬であれば、たとえ鑑札、注射済票を共に着けている犬であっても抑留して差支ない。但し、けい留命令を発したときに、これに従わない犬を必ず抑留させなければならないわけではなく、本条を発動するか否かは都道府県知事又は市長の裁量に任されている。抑留した犬については、所有者が知っている場合の通知、所有者の知れない場合の市町村長に対する通知、市町村長の公示、通知後又は公示期满后三日以内に引取人がない場合の処分、今後の損害補償等すべて第六条の規定によって抑留された犬と同様に取り扱われる。

(厚生大臣の実施命令)

第十九条 厚生大臣は、狂犬病のまん延防止及び撲滅のため緊急の必要があると認めるときは地域及び期間を限り、都道府県知事に第十三条及び第十五条から前条までの規定による措置の実施を命ずることができる。

(解) 本条は、都道府県知事及び保健所を設置する市の市長に対する厚生大臣の命令権を規定したものである。すなわち、厚生大臣は、狂犬病のまん延防止及び狂犬病の撲滅のために緊急の必要がある時は、地域及び期間を限って、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長に対して、第十三条の規定による一斉検診又は臨時の予防注射の実施、第十五条の規定による又はその死体の移動の禁止又は制限、第十六条の規定による交通のしゃ断又は制限、第十七条の規定による犬の展覧会その他の集合施設の禁止、又は第十八条の規定によるけい留命令発令時の放犬の抑留を実施することを命ずることができるのである。この場合の「地域」とは、第十三条、第十五条等の「区域」よりも広義のもので、数都道府县市又は一都道府县市全部を地域として指定することも可能であり、都道府県知事又は市長はその指定された地域内で更に各条の規定によって区域を定めることができるものと解すべきであろう。

地方自治法との関係においては、本条は同法第四百四十六条第一項の特別法をなすものと考えられる。同項は国の機関としての都道府県知事に対する主務大臣の職務執行命令権を規定したもので、条文は次の通りである。

「主務大臣は、国の機関としての都道府県知事の権限に属する国の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣の処分違反するものがあると認めるとき、又はその国の事務の管理若しくは執行を怠る者があると認めるときは、文書を以て、当該都道府県知事に対し、その旨を指摘し、期限を定めて、その行うべき事項を命令することができる。」

しかして本条が地方自治法のこの条文の特例となっている点は次の二点である。

一、地方自治法において

主務大臣が命令することができるのは、都道府県知事の仕事の管理又は執行が法令の規定又は主務

大臣の処分が違反するとき、又は行わなければならない事務の管理又は執行を怠った場合に限られるのであるが、本条では「狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認めるとき」にはすべて命令が許されている。これは狂犬病予防が特に迅速確実に行わなければならないものである関係上、都道府県知事の事務執行の状況を見た上で始めて命令を発したのでは手遅れになるおそれが多いことによるものである。しかしもっぱら本条においても、第十三条、第十五条等と異って、特に「緊急の必要があると認めるとき」といっているのは、地方自治の精神を尊重するために、厚生大臣が本条を発動するのは放置しておけば著しく狂犬病がまん延するような非常事態に限られることを意味するものであり、従って本条の発動に当たっては十分慎重を期しなければならないことはいうまでもないであろう。

二、地方自治法において

主務大臣が命令を発し得るのは都道府県知事に限られており、市町村長に対しては同条第十二項の規定によって都道府県知事が同様な権限をもつことになっているが、本条においては、厚生大臣は都道府県知事に対するほか、保健所を設置する市の市長に対しても同様の命令をすることができる。これは本法では都道府県知事の権限が保健所を設置する市においては全面的に市長に与えられている関係上当然のことである。

なお、本条に基づく主務大臣の命令に対して都道府県が従わなかった場合には、地方自治法第四百十六條第二項以下が全面的に適用されることになる。すなわち、厚生大臣は都道府県知事がこの命令に従わないときは、高等裁判所に対して裁判を請求し（二項）、裁判所はその請求が理由ありと認めるときは、当該都道府県知事に対してその施行を命ずる旨の裁判をする（五項）。厚生大臣は、都道府県知事がなおその事項を行わないときは、当該高等裁判所に対してその事実の確認の裁判を請求する（六項）。確認の判決があったときは、厚生大臣は、都道府県知事に代ってその事項を行うことができ（七項）、又内閣総理大臣は当該都道府県知事を罷免することができる（八項）。保健所を設置する市の市長が実施を怠ったときについては都道府県知事に対する場合のごとき規定がないので、当該市を管轄する都道府県知事に対して厚生大臣が命令を発し、当該都道府県知事が地方自治法第四百十六條第十二項の規定によって前述の厚生大臣が都道府県知事に対して行うのと同じ手続をとるよりほか方法がないであろう。

第四章 補則

（公務員等の協力）

第二十条 公衆衛生又は治安維持の職務にたずさわる公務員及び獣医師は、狂犬病予防のため予防員から協力を求められたときは、これを拒んではならない。

（解） 本条は、狂犬病予防に対する公務員及び獣医師の協力義務を規定したものである。すなわち、公衆衛生の職務にたずさわる公務員、治安維持の職務にたずさわる公務員及びすべての獣医師は、予防員から狂犬病予防のため協力を求められたときは拒んではならない。公務員には国家

公務員及び地方公務員が含まれる。又治安維持の職務にたずさわる公務員としては察警職員の他に消防職員も挙げられるであろう。狂犬病予防の業務は公衆衛生の目的のものであると同時に狂犬病にかかった犬は著しく社会不安の源となるものであり、従ってその撲滅は治安維持とも密接な関係がある。又獣医師は獣畜衛生についての第一線を担当するものであり、その協力を得られる否とは狂犬病予防の成果の上に大きな影響がある。このような意味で三者の協力義務を特に規定したのであって、もちろんいわゆる訓示規定であるから違反に対する罰則はない。

(拘留所の設置)

第二十一条 都道府県知事は、第六条及び第十八条の規定により抑留した犬を収容するため、当該都道府県内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

(解) 本条は都道府県知事及び保健所を設置する市の市長の抑留所設置義務を規定したものである。従来も家畜伝染病予防法第十七条の規定によって浮浪犬は抑留されることになっており、従って抑留所は設けられていたのであるが、本法によって抑留される犬の範囲も拡大せられ、かつ、抑留期間も長くなったのと呼応して、本条によってその設置を法律上の義務としたものであって、抑留所の規格としては、(1) 保健所管轄区域ごとに一カ所ずつ設置することを原則とすること、(2) 抑留室の床は排水よく、清掃に便であること、(3) 一頭ずつくい留できる設備のあること、が事務次官通知で要請されている。

(後 略)